

令和4年度

集団指導資料

(居宅介護支援・地域密着型サービス事業所)



神崎町保健福祉課 介護保険係

令和4年度 神崎町地域密着型サービス事業所集団指導

次 第

1. 実地指導及び監査について …… p 1
2. 運営推進会議について …… p 3
3. 介護報酬等にかかる留意点について …… p 5
4. 介護報酬体制届の提出について …… p 5
5. 業務継続計画(BCP)の策定について …… p 5
6. 高齢者虐待の防止について …… p 5

1. 運営指導及び監査について

1 指導

指導は、サービス事業者等が行う介護給付、予防給付及び第1号事業支給費の支給に係る指定居宅サービス及び指定施設サービス等の内容並びに介護給付等に係る費用の請求等について、法令の適合状況等を把握し、必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずることにより、介護給付等対象サービスの質の確保並びにその利用者及び入所者等の保護及び保険給付等の適正化を目的とする。

① 集団指導

必要な指導の内容に応じ、サービス事業者等に向けて、講習等の方法により行う。

② 運営指導

介護保険法（以下、「法」という。）第23条に基づき、指導の対象となるサービス事業者等の事業所において実施する。

従来は、関係書類等を基に実地で行っていたため「実施指導」としていたが、実地でなくても確認できる内容についてはオンラインを活用した指導も可能になったことから「運営指導」と名称を改めた。

なお、著しい運営基準違反が確認され、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合又は介護報酬請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求と認められる場合は監査へ変更となる。

◎運営指導の実施方法の流れ

① 指導通知	町は、実施日の約2か月前までに通知を行う。
② 事前提出資料の提出	事業所は、運営指導実施日の2週間前までに事前資料を提出する。
③ 運営指導	事業所で対面により書類を確認し、指導を行う。
④ 結果通知	町は、指導内容に基づいて、指導の結果について通知を行う。
⑤ 改善報告	事業所は、結果通知に係る改善状況について結果通知日から1か月以内に改善の報告を行う。

2 監査

監査は、サービス事業者等の介護給付等対象サービスの内容について、神崎町介護保険サービス事業者等指導及び監査実施要綱第10条に規定する勧告、命令、指定及び許可の取消等に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は介護報酬の請求について、不正もしくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適正な措置を採ることを主眼とする。

① 監査の方法

サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に対して質問させ、若しくは当該サービス事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行う。

② 監査対象について

監査は、下記に示す情報等を踏まえて、指定基準違反の確認について必要があると認められる場合に行う。

・要確認情報

ア 通報・苦情・相談等に基づく情報

イ 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情

ウ 連合会・保険者からの通報情報

エ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者

オ 運営指導において確認した指定基準違反等

3 自己点検

運営指導は3～4年に一度を目安に保険者が行うが、基準等への適合性については介護事業所自身による「自己点検」を定期的に行うことが望ましい。

自己点検にあたっては、運営指導（実地指導）で使用した自己点検シート等を活用し、設置基準等の確認を行うこと。

2. 運営推進会議について

1 運営推進会議とは

運営推進会議とは、介護保険法の「指定地域密着型サービスの事業の人員、整備及び運営に関する基準（以下、「運営基準」という）」で定められているもので、認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護・地域密着型特別養護老人ホーム・地域密着型通所介護等の事業所ごとに設置・開催が義務付けられている。

2 目的

認知症対応型共同生活介護等の事業者が自ら設置し、利用者、利用者の家族、地域包括支援センター職員、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにし、地域に開かれたサービスを提供することで、次に掲げる1～4を達成することが主な目的となる。

1. 事業所運営の透明性を確保すること。
2. サービスの質を確保し向上させること。
3. 事業所による利用者の抱え込みを防止すること。
4. 地域との連携を図り、地域交流等の体制を築くこと。

3 概要

- 開催の単位：事業所ごと
- 開催頻度：地域密着型通所介護：おおむね6か月に1回以上
認知症対応型共同生活介護：おおむね2か月に1回以上
- 委員の構成：利用者、利用者家族、町内会、民生委員、地域包括支援センター職員、老人クラブ役員、町職員等
- 会議の内容：運営状況の報告、運営に関する要望・助言等を聴く。
- 会議の記録：事業所は会議の記録を2年間保存すること。

※認知症対応型共同生活等において、運営推進会議は特に重要とされている。

また、事業所指定の要件にもなっていることから、運営推進会議が設置・開催されていない場合は、指導（勧告・指定の更新の拒否等）の対象となる。

※認知症対応型共同生活については、運営推進会議を行うことにより、1年に1回必要な外部評価の実施緩和基準の一つを満たす場合がある。

*外部評価とは・・・運営基準で定められているもので、自己評価と併せて認知症対応型共同生活等に実施が義務付けられている。

※書面開催について 厚生労働省より、令和3年11月24日付事務連絡で「社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について」が発出されました。しかし、感染症予防の観点より引き続き書面開催にて運営推進会議を開催することも考えられるため、書面開催の手順についてお伝えします。

【書面開催の手順】

- 1 運営推進会議の資料を事業所内で検討し作成する。
- 2 運営推進会議の通知及び資料等を各委員へ発送し、意見等を求める。
- 3 各委員より意見等が集まり次第、事業所内で運営推進会議を開催する。
- 4 運営推進会議で話し合われた内容をまとめ、各委員に報告する。

3. 介護報酬等にかかる留意点について

1 加算要件の確認

- ケアレスによる報酬返還の防止のため、報酬告示、解釈通知、関連する告示（「厚生労働大臣が定める・・・」）及び厚生労働省発出の Q&A 等を確認してください。
- 要件は、単位数表、解釈通知その他の通知類及び Q&A に分散している場合があるため、遺漏がないよう注意してください。
- すべての加算が複数の要件を満たす必要があり、複数の要件のいずれかが抜けていることが算定誤りの典型的パターンです。

【主な告示・解釈通知等】

- 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」
- 「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」
- 厚生労働省が発出した各種 Q&A

2 加算要件の確認

- 加算の多くは、算定要件として、記録の整備が求められています。
- 明文上必須とされているか否かに関わらず、算定要件が事後的に確認出来なければならないので、算定要件に関係する記録に関しては、事実上必須であると理解してください（日付、関係職員、サービス内容等）。
- 記録は保険者の運営指導等のために作成するものではありません。事業所において、算定要件の充足を記録に基づき確認した上で請求するために作成するものです。

3 説明と同意（記録）

- 利用者の個別加算については、基本的には、利用者に対する説明と同意及びその記録が必要です。
- 利用者への説明と同意が必要な加算については、算定要件を満たしていても、当然に、同意がなければ算定できません。

4 全員を対象とする加算と算定要件の関係

- 加算要件において「利用者ごとに…」となっている、原則として利用者全員に算定する加算（個別機能訓練加算等）は、利用者個々に算定要件を満たしていない場合は、当該利用者については算定できません。

4. 介護報酬体制届の提出について

- 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書は、変更のある前の月の 15 日（15 日が土日、祝日などの場合は、その前の開庁日）が最終受理日となる。
- 最終受理日に書類作成が間に合うよう、事前相談など行うこと。

5. 業務継続計画(BCP)の策定について

事業者は、感染症や非常災害の発生時において利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、また、早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる必要がある。

本計画の策定は令和6年4月1日より義務化されるため、各事業者は令和5年度中に策定を行うこと。

6. 高齢者虐待の防止について

事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するために以下の措置を講じなければならない。令和6年4月1日より義務化されるため、早期に対応してください。

- 虐待防止検討委員会の開催
- 虐待の防止のための指針の整備
- 虐待を防止するための研修の実施
- 虐待防止のための担当者の設置

※運営規程に虐待防止のための措置に関する事項を定めること

問い合わせ先 神崎町保健福祉課介護保険係 電話：0478（72）1603 Mail:hokenfukushi@town.kozaki.chiba.jp
--